



事 務 連 絡  
平成 27 年 12 月 18 日

(別 記) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

#### 子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策については、「医薬品等の誤飲防止対策の徹底について」（平成 25 年 1 月 4 日 薬食総発 0104 第 4 号、薬食安発 0104 第 3 号 医薬食品局総務課長、医薬食品局安全対策課長連名通知）において、貴会へ取組の依頼を行っているところであり、医薬品の安全性の向上のため、様々な検討をいただいているところと存じます。

今般、消費者安全調査委員会において、「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」」（平成 27 年 12 月 18 日付け）が取りまとめられ、同委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見書（別添 1 参照）が提出されました。

意見書においては、子どもによる医薬品誤飲事故の防止のためには、1) 包装容器による対策についての取組、2) リスクが高い医薬品（向精神薬等）を中心に、子どもの誤飲について保護者に伝わるよう地方公共団体及び関係団体を通じた医療関係者に対する継続的な注意喚起の実施、3) 家庭での適切な管理を促し、事故発生時の相談機関に関する情報提供の徹底等の取組を広く継続的に行う旨を地方公共団体及び関係団体へ要請することが必

要であると述べられております。

現在、厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「子供の医薬品誤飲防止のための包装容器評価に関する研究」において、包装容器面を含めた当該誤飲事故の防止対策に関する検討が行われており、今後その成果を踏まえ、改めて考え方を示す予定ですので、御了知ください。

また、別添2のとおり、各都道府県衛生主管部（局）等宛て事務連絡を送付しておりますので申し添えます。

（参考）

消費者安全調査委員会 平成27年12月18日公表資料

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」

掲載先 URL : <http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>

(別 記)

日本製薬団体連合会

日本OTC医薬品協会

公益社団法人 日本包装技術協会

(以 上)